

# 校務運営規程

東広島市立松賀中学校

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、法令・条例・規則に定めるもののほか、東広島市立松賀中学校の校務を円滑かつ適正に運営するために、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下、学校管理規則）」第37条に基づいて、必要な事項を定める。

(校長)

第2条 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教頭)

第3条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じて生徒の教育をつかさどる。

2 教頭は、校長に事故あるときその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。

(事務長)

第4条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

(主幹教諭)

第5条 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

(指導教諭)

第6条 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

## 第2章 企画委員会

(企画委員会)

第7条 学校経営管理に関し、審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るために、企画委員会を置く。

2 企画委員会は、校長、教頭、事務長、主幹教諭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事で構成する。

3 企画委員会は、校長が招集し主宰する。

4 会議は隔週に開催する。ただし、校長が必要と認めた時は、臨時に開催する。

5 司会及び記録は、主幹教諭が行う。

6 会議録は、主幹教諭が保管する。

(協議事項)

第8条 企画委員会は、次の事項について報告、確認する。

(1) 学校行事に関する事項

(2) 職員会議で取り上げる事項の検討、整理

(3) その他校長が必要と認める事項及び緊急を要する事項

2 会議で協議する事項は、事前に起案する。

## 第3章 職員会議

(目的)

第9条 校長の職務の円滑な執行を補助させるために、職員会議を置く。

(会議の内容)

第10条 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換などを行う。

(招集及び主宰)

第11条 職員会議は校長が招集し、主宰する。

(構成員)

第12条 職員会議は、原則として常勤教職員をもって構成する。

(取り上げる事項)

第13条 職員会議で取り上げる事項（提案）については、原則として企画委員会を経て、校長が決定する。

(資料)

第14条 職員会議で取り上げる事項に関する資料は、事前に教頭に提出する。

(司会)

第15条 職員会議の司会を置く。

2 司会は原則として主幹教諭が行い、会の進行を行う。

(会議録)

第16条 会議録には次の事項を記録し、主幹教諭が保管する。

(1) 会の実施の年月日、時刻

(2) 議題及びその内容

(3) 連絡事項

(4) その他必要事項

#### 第4章 校務運営組織・校務分掌・事務処理

(校務分掌)

第17条 東広島市学校管理規則第31条により、校長が、毎学年度はじめに、当該年度における職員  
の校務分掌を定める。

2 前項に定めるもののほか、校務運営組織及び分掌に必要な事項は校長が定める。

(学級担任・教科担任)

第18条 東広島市学校管理規則第34条により、校長は、職員に、学級担任及び教科担任を命ずる。

(組織)

第19条 校務運営を円滑に行い、教育活動を充実させるために、次の部を置く。

教務部、研究部、進路指導部、生徒指導部、保健部、学年部

2 各部に部長及び部員を置く。

3 各部の校務分掌分担は別に定める。

4 校務運営組織図(校務分担一覧表)は別に定める。

5 各部の事務内容は別に定める。

(主任・主事)

第20条 校長の校務及び各部の円滑な運営を図るため、東広島市学校管理規則第32条に則り、次の  
主任・主事を置く。

教務主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、研究主任

(主任・主事の任命)

第21条 主任・主事は校長が任命する。

(主任・主事の職務)

第22条 主任等の役割と職務内容は、次のとおりとする。

(1) 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(2) 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する管理にあたる。

(3) 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(4) 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(5) 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(6) 研究主任は、校長の監督を受け、研究計画の立案その他研究推進に関する事項について連絡調整及び指導助言にあたる。

(各部の部長)

第23条 各部の部長は、主任・主事をもってこれに充てる。

(学級担任、教科担任)

第24条 学級担任、教科担任は、校長が命免する。

(部活動顧問)

第25条 部活動の顧問は、校長が命免する。

(事務処理)

第26条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

## 第5章 各種会議

第27条 校務運営及び教育企画を円滑に運営・実施するために、次の会議を置く。

教務部会議、研究部会議、進路指導部会議、生徒指導部会議、保健部会議、学年部会議

2 必要に応じて上記以外の会議を置くことができる。

第28条 各会議の所掌事項及び構成は別に定める。

2 各会議の協議事項は、校長に報告し、承認を得なければならない。

## 第6章 委員会等

(設置)

第29条 校務及び各部を円滑に運営するため、次の委員会を置く

- 一 委員会 特別支援教育推進委員会、道徳教育推進委員会、学校保健委員会、学校衛生委員会、学校評価委員会、学校関係者評価委員会、不祥事防止委員会、いじめ防止対策委員会
- 二 その他 学校評議員、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口、新プロジェクト、学校環境プロジェクト

2 校長は、必要に応じて、前項の委員会等を招集することができる。

(特別支援教育推進委員会)

第30条 特別支援教育の充実・推進について企画立案及びその推進のために審議・調査を行い、その充実を図るため、特別支援教育推進委員会を置く。

2 特別支援教育推進委員会は、校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、養護教諭で構成する。

3 特別支援教育推進委員会に主任を置き「特別支援教育コーディネーター」を充てる。

4 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、特別支援教育に関する計画の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

5 会議は、校長が招集し、必要に応じて開催できる。

(道徳教育推進委員会)

第31条 道徳教育の充実・推進について企画立案及びその推進のために審議・調査を行い、その充実を図るため道徳教育推進委員会を置く。

2 道徳教育推進委員会は、校長、教頭、道徳教育推進教師、学年主任で構成する。

3 道徳教育推進委員会に主任を置き「道徳教育推進教師」を充てる。

4 道徳主任（道徳教育推進教師）は、校長の監督を受け、道徳教育に関する計画の立案その他推進に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

5 会議は、校長が招集し、必要に応じて開催できる。

(学校保健委員会)

第32条 保健安全管理に関する必要な事項を審議し、生徒の健康と安全の保持増進を図り、円滑な学校運営に資するため学校保健委員会を置く。

2 学校保健委員会の設置要項は別に定める。

(学校衛生委員会)

第33条 職員の健康と安全の保持増進を図り、円滑な学校運営に資するため学校衛生委員会を置く。

2 学校衛生委員会の設置要項は別に定める。

3 学校衛生委員会に衛生推進者を置き、教頭を充てる。

(学校運営協議会)

第34条 地域住民、保護者等による学校の運営への参画並びに当該運営への必要な支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民、保護者等との間の信頼関係を深め、学校の運営の改善及び生徒の健全育成に取り組み、もって地域とともにある学校づくりを実現するため、学校運営協議会を設置する。

2 学校運営協議会の設置要綱は「東広島市学校運営協議会規則」に基づき校長が定める。

(学校運営協議会委員)

第35条 学校運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、東広島市教育委員会が任命する。

2 委員の必要な事項については「東広島市学校運営協議会会則」に基づく。

(体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

第36条 生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

2 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」設置要項を別に定める。

(不祥事防止委員会)

第37条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、不祥事防止委員会を設置する。

2 不祥事防止委員会の設置要項は別に定める。

(いじめ防止対策委員会)

第38条 生徒間のいじめやトラブルの解決を目的として、教職員が組織的・積極的にいじめ防止等に対応していくため、いじめ防止委員会を設置する。

2 いじめ防止対策委員会の設置要項は別に定める。

(学校環境プロジェクト)

第39条 校務を円滑に運営・実施するため、校長は必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

2 会議は必要に応じて開催できる。

3 会議は、校長が招集する。

4 司会者及び記録者は校長が選任する。

5 会議録は教頭が保管する。

6 会議へは必要に応じて関係の教職員を出席させることができる。

## 第7章 職員の勤務に関する事項

第40条 勤務時間等については別途定める。

## 第8章 決裁規定に関する事項

第41条 決裁規定については別途定める。

## 第9章 雑則

第42条 この規定に定めるもののほか、東広島市立松賀中学校校務運営に必要な事項は、校長が別に定める。

附則 この規定は、平成17年1月7日から施行する。

平成17年4月1日 一部改正実施する。

平成20年4月1日 一部改正実施する。

平成21年4月1日 一部改正実施する。

平成21年5月18日 一部改正実施する。

平成22年3月1日 一部改正実施する。

平成22年9月1日 一部改正実施する。

平成26年4月1日 一部改正実施する。

平成29年4月1日 一部改正実施する。

平成30年4月1日 一部改正実施する。

令和2年4月1日 一部改正実施する。

令和3年4月1日 一部改正実施する。

令和5年4月1日 一部改正実施する。

令和6年4月1日 一部改正実施する。